

## 6.2 環境項目

本事業に係る地域の概況（環境項目）の概要は、表 6.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.2.1(1) 地域の概況（環境項目）

項目	地域の概況
大気汚染	計画道路の最寄りの測定局における大気汚染の状況は、平成 30 年度において、光化学オキシダントは環境基準を達成していないが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質、有害大気汚染物質は、すべての測定局で環境基準を達成している。
悪臭	日野市及び八王子市の平成 30 年度における公害苦情件数の総計に占める悪臭に係る苦情件数の割合は、日野市で 12.6%、八王子市で 7.7%となっている。
騒音・振動	計画道路周辺における道路交通騒音の状況は、平成 26～30 年度において一般国道 16 号（八王子バイパス）では、2 地点で昼間及び夜間の環境基準が未達成、1 地点で昼間の環境基準が未達成となっている。また、一般都道長沼北野線では、昼間及び夜間の環境基準を達成している。 なお、振動及び低周波音について、計画道路周辺における平成 26 年度以降の調査に係る公表資料はない。
水質汚濁	計画道路周辺における水質汚濁の状況は、平成 30 年度において、水素イオン濃度は一部地点で、大腸菌群数はすべての地点で環境基準を達成していないが、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量はすべての地点で環境基準を達成している。人の健康の保護に関する環境基準の項目については、東京都における河川（59 水域）において、平成 15 年度から、全項目、全調査地点で環境基準を達成している。また、計画道路が渡河する浅川（高幡橋）の底質は、令和元年において総水銀及び PCB において暫定除去基準を達成している。ダイオキシン類の状況は、平成 29 年度において、水質及び底質ともに環境基準を達成している。
土壌汚染	計画道路内及びその周辺には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域はない。 また、計画道路内における土地利用の履歴等としては、一部で給油所として利用されている土地があり、油分を取り扱っていると想定される。
地盤	計画道路周辺における水準基標の過去 5 年間累積変動量（平成 27～31 年）は、+7.0mm～+8.1mm となっている。
地形・地質	計画道路周辺の地形は、北側から日野台、立川段丘の 2 面の段丘面が分布し、浅川沿いには浅川低地が広がる。計画道路は、主に浅川低地を通過する。計画道路は、土砂災害特別警戒区域等を通過しない。また、計画道路周辺には、特異な地形はない。 計画道路周辺の地質は、計画道路が主に通過する浅川低地では、上総層群の上位に沖積層が堆積しており、計画道路の一部が通過する立川段丘では、上総層群の上位に立川礫層等が堆積している。計画道路が通過する地質は、主に沖積層及び河川堆積物、立川ローム層及び立川段丘堆積物から成り立っている。
水循環	計画道路周辺の湧水は、3 箇所が分布する。井戸は、日野市において計画道路の北側に分布している。なお、八王子市内における井戸の位置を示す公表資料はない。計画道路周辺の用水路は、浅川低地面に川北用水、上村用水があり、農業用水等に利用されている。
生物・生態系	計画道路周辺の植生は主に畑雑草群落や市街地であり、クヌギ・コナラ群落、果樹園、水田雑草群落、緑の多い住宅地、工場地帯等が点在する。また、計画道路が通過する浅川の河道内には、オギ群集や路傍・空地雑草群落等が連続して分布している。計画道路は、主に畑地雑草群落、河辺一年生草本群落（タウコギクラス）、ニセアカシア群落、果樹園、市街地、開放水域を通過する。 計画道路周辺には、注目される植物群落として巨樹・巨木（ケヤキ）、注目される生息地として「イワツバメの集団繁殖地」が分布しているほか、「さいかち堰（浅川左岸の水路がつくった池の周辺）」がある。
日影	計画道路の橋梁構造部周辺の建物の多くは 1～3 階建となっているが、4 階建以上の建物も分布している。また、計画道路は第 1 種低層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域を通過する。

表 6.2.1(2) 地域の概況（環境項目）

項目	地域の概況
電波障害	計画道路周辺の地上デジタルテレビ放送は、日本放送協会等が計画道路の東方向にある東京スカイツリーや永山中継局等から到来している。また、TVK が計画道路南東方向にある横浜局から到来し、衛星放送は日本放送協会等がある。
風環境	計画道路の橋梁構造部周辺の建物の多くは1～3階建となっているが、4階建以上の建物も分布している。
景観	計画道路は、主に浅川沿いに広がる河岸段丘の段丘面に位置し、その周辺は農耕地の点在する住宅地景観となっている。住宅地や農耕地の間には用水路が多く見られ、計画道路の終点部については、工場等が主体となる都市景観となっている。 主な眺望地点としては、サイクリングロードやウォーキングコース、公園がある。
史跡・文化財	計画道路周辺には、指定・登録文化財はない。また、計画道路周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が分布しており、計画道路は遺跡「平山」を通過する。
自然との触れ合い活動の場	計画道路周辺には、浅川の堤防を利用したサイクリングロードが整備されており、ジョギングやウォーキング等に利用されている。さらに、計画道路周辺には、多数の公園が分布する。
廃棄物	平成24年度の東京都内における建設廃棄物の再資源化等の状況は、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率が96%となっている。
温室効果ガス	日野市及び八王子市における過去5年間の温室効果ガス排出量は、日野市、八王子市ともに平成25年度以降、やや減少傾向となっている。また、二酸化炭素の排出量の部門別構成比は日野市、八王子市ともにすべての年度で民生部門が最大となっている。

## 6.2-1 大気汚染

計画道路の最寄りの大気汚染の測定局は、図 6.2.1 に示すとおりである。

東京都は、一般大気環境測定局（以下、「一般局」という。）である八王子市片倉町測定局及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）である甲州街道八木町測定局を設置している。また、八王子市は自排局である打越町測定室及び下柚木測定室を設置している。



凡例

- 計画道路
- 市界
- 一般国道
- 一般環境大気測定局 (東京都設置)
- 自動車排出ガス測定局 (東京都設置)
- ▲ 自動車排出ガス測定室 (八王子市設置)

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果」  
 （令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果」  
 （令和2年3月閲覧、八王子市HP）

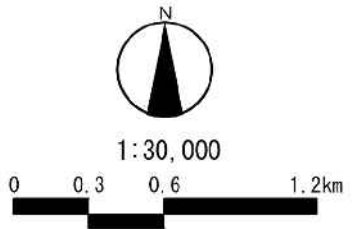


図 6.2.1 大気汚染調査地点位置図

(1) 二酸化硫黄

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表6.2.2(1)、(2)及び図6.2.2に示すとおりである。平成30年度の測定結果は、八王子市片倉町測定局で環境基準を達成している。

表 6.2.2(1) 二酸化硫黄の測定結果（平成30年度）

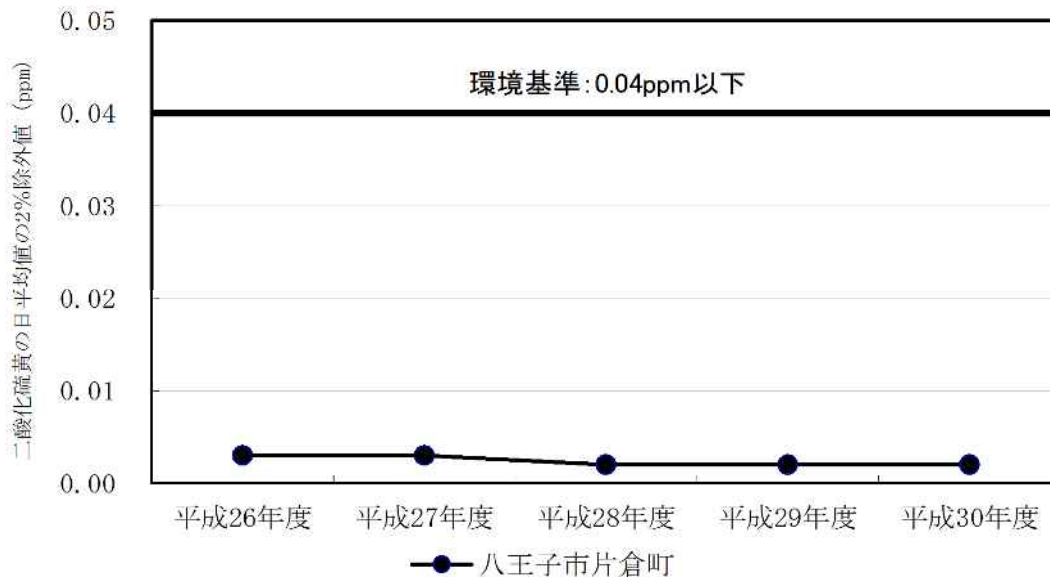
調査地点		測定局	年平均値 [単位：ppm]	日平均値の 2%除外値 [単位：ppm]	環境基準 達成状況	環境基準
区分						
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.001	0.002	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）

表 6.2.2(2) 二酸化硫黄の測定結果（平成26～30年度）

調査地点			日平均値の2%除外値[単位：ppm]				
区分		測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）

図 6.2.2 二酸化硫黄の測定結果推移

(2) 一酸化炭素

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表6.2.3(1)、(2)及び図6.2.3に示すとおりである。平成30年度の測定結果は、打越町測定室で環境基準を達成している。

表 6.2.3(1) 一酸化炭素の測定結果（平成30年度）

調査地点		測定室	年平均値 [単位：ppm]	日平均値の 2%除外値 [単位：ppm]	環境基準 達成状況	環境基準
区 分						
自排局	八王子市設置	打越町	0.3	0.6	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

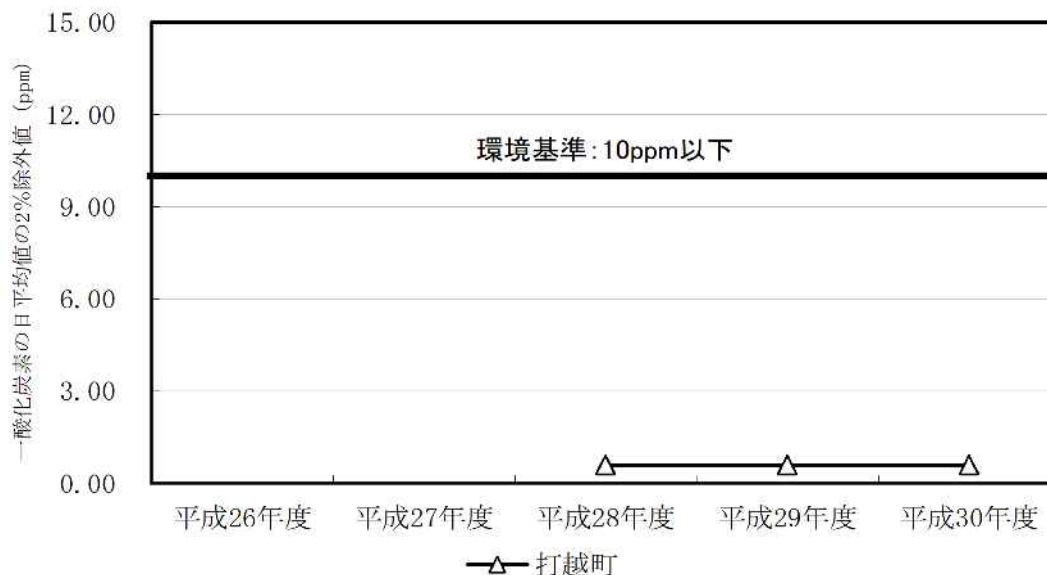
注) 八王子市設置測定局の年平均値は、月別測定データより算出した。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

表 6.2.3(2) 一酸化炭素の測定結果（平成26～30年度）

調査地点			日平均値の2%除外値[単位：ppm]				
区 分	測定室		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自排局	八王子市設置	打越町	—	—	0.6	0.6	0.6

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

図 6.2.3 一酸化炭素の測定結果推移

### (3) 浮遊粒子状物質

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表6.2.4(1)、(2)及び図6.2.4に示すとおりである。平成30年度の測定結果は、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

表 6.2.4(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（平成30年度）

調査地点		測定局	年平均値 [単位：mg/m <sup>3</sup> ]	日平均値の 2%除外値 [単位：mg/m <sup>3</sup> ]	環境基準 達成状況	環境基準
区分						
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.015	0.039	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> であること。
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	0.015	0.041	○	
	八王子市設置	下柚木	0.018	0.057	○	

注) 年平均値は、月別測定データより算出した。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）

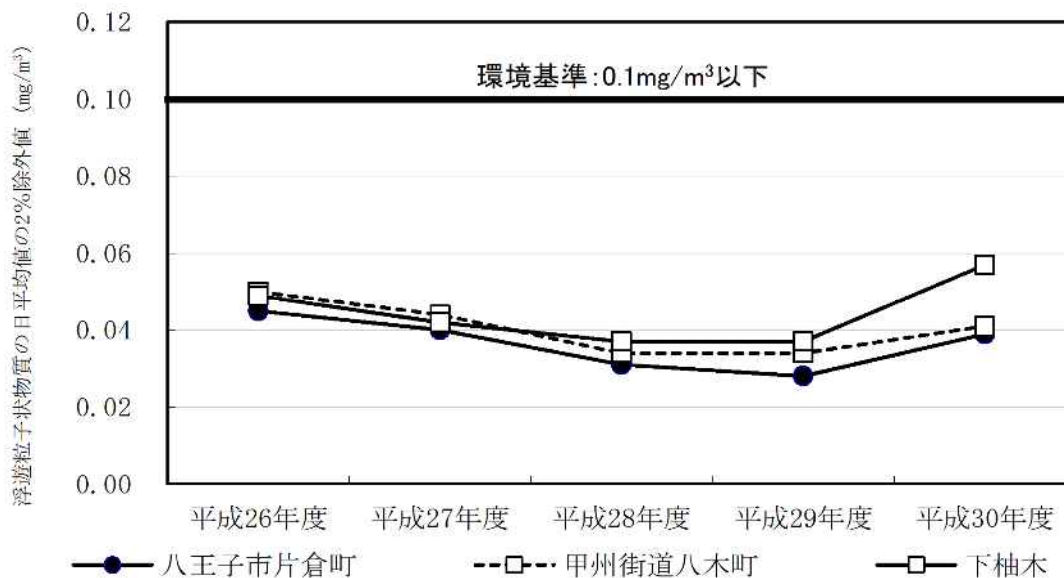
「大気汚染常時監視測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

表 6.2.4(2) 浮遊粒子状物質の測定結果（平成26～30年度）

調査地点		測定局	日平均値の2%除外値[単位：mg/m <sup>3</sup> ]				
区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.045	0.040	0.031	0.028	0.039
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	0.050	0.044	0.034	0.034	0.041
	八王子市設置	下柚木	0.049	0.042	0.037	0.037	0.057

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）

「大気汚染常時監視測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）

「大気汚染常時監視測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

図 6.2.4 浮遊粒子状物質の測定結果推移

(4) 二酸化窒素

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表 6.2.5(1)、(2)及び図 6.2.5 に示すとおりである。平成30年度の測定結果は、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

表 6.2.5(1) 二酸化窒素の測定結果（平成30年度）

調査地点			年平均値 [単位：ppm]	日平均値の 年間98%値 [単位：ppm]	環境基準 達成状況	環境基準
区分	測定局					
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.012	0.027	○	1時間値の1日平均値 が0.04~0.06ppmまで のゾーン内又はそれ以 下であること。
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	0.014	0.031	○	
	八王子市設置	下柚木	0.013	0.030	○	
		打越町	0.016	0.033	○	

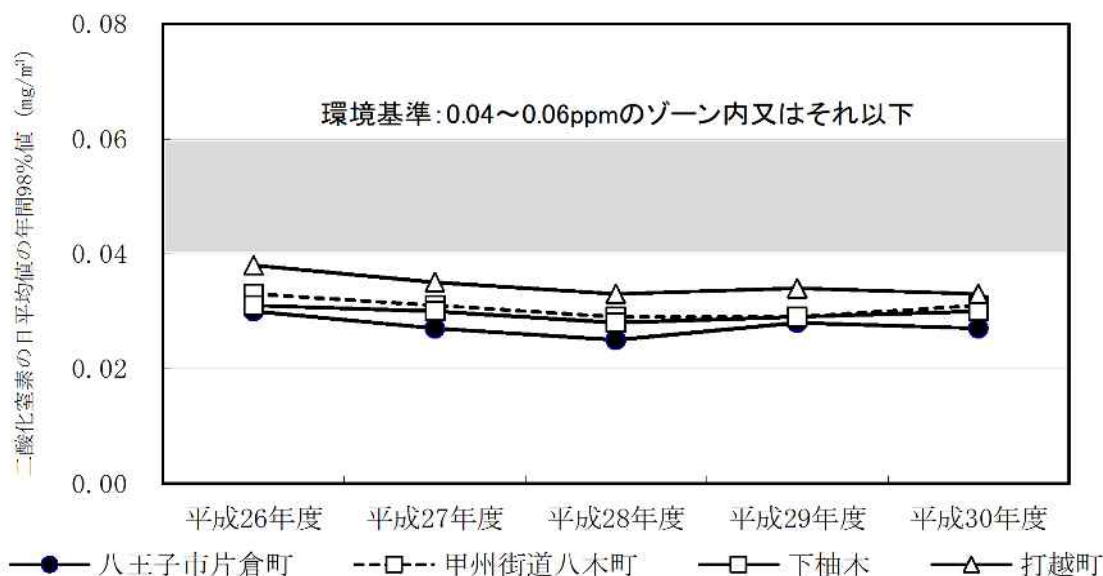
注) 年平均値は、月別測定データより算出した。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

表 6.2.5(2) 二酸化窒素の測定結果（平成26~30年度）

調査地点			日平均値の年間98%値[単位：ppm]				
区分	測定局		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.030	0.027	0.025	0.028	0.027
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	0.033	0.031	0.029	0.029	0.031
	八王子市設置	下柚木	0.031	0.030	0.028	0.029	0.030
		打越町	0.038	0.035	0.033	0.034	0.033

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26~30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成26~30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成26~30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成26~30年度）」（令和2年3月閲覧、八王子市 HP）

図 6.2.5 二酸化窒素の測定結果推移



(5) 光化学オキシダント

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表 6.2.6(1)、(2)及び図 6.2.6 に示すとおりである。平成 30 年度の測定結果は、八王子市片倉町測定局で環境基準が未達成となっている。なお、光化学オキシダントの環境基準達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向となっている。

表 6.2.6(1) 光化学オキシダントの測定結果（平成 30 年度）

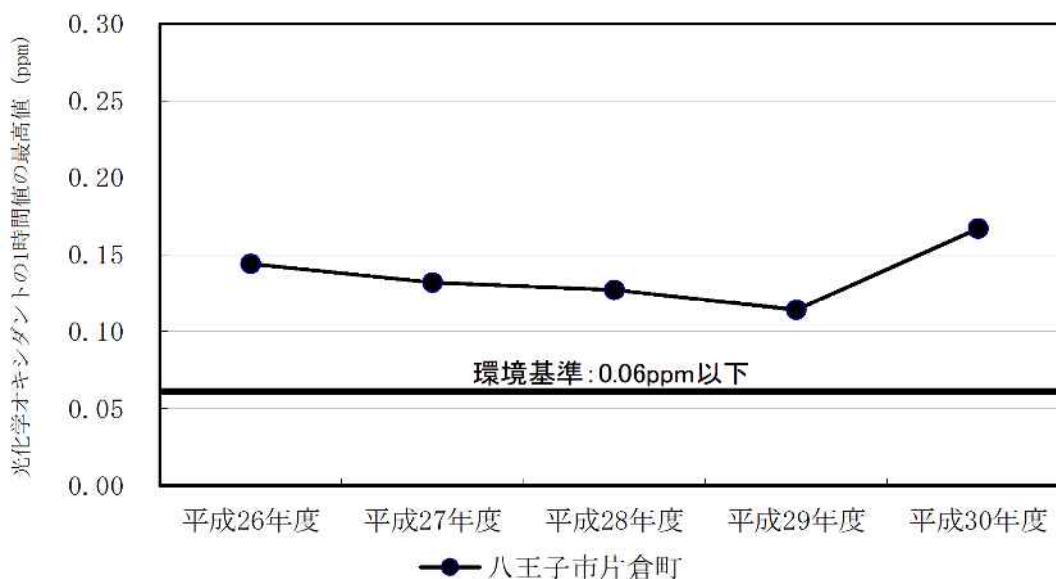
調査地点		年平均値 [単位：ppm]	昼間の1時間 値の最高値 [単位：ppm]	環境基準 達成状況	環境基準	
区分	測定局					
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.032	0.167	×	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

表 6.2.6(2) 光化学オキシダントの測定結果（平成 26～30 年度）

調査地点		昼間の1時間値の最高値[単位：ppm]					
区分	測定局	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	0.144	0.132	0.127	0.114	0.167

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

図 6.2.6 光化学オキシダントの測定結果推移

(6) 微小粒子状物質

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表 6.2.7(1)、(2)及び図 6.2.7 に示すとおりである。平成 30 年度の測定結果は、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

表 6.2.7(1) 微小粒子状物質の測定結果（平成 30 年度）

調査地点			年平均値 [単位：μg/m <sup>3</sup> ]	日平均値の 年間 98% 値 [単位：μg/m <sup>3</sup> ]	環境基準 達成状況	環境基準
区分	測定局					
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	11.4	30.7	○	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	10.8	27.7	○	
	八王子市設置	下柚木	9.4	24.9	○	
		打越町	12.0	30.5	○	

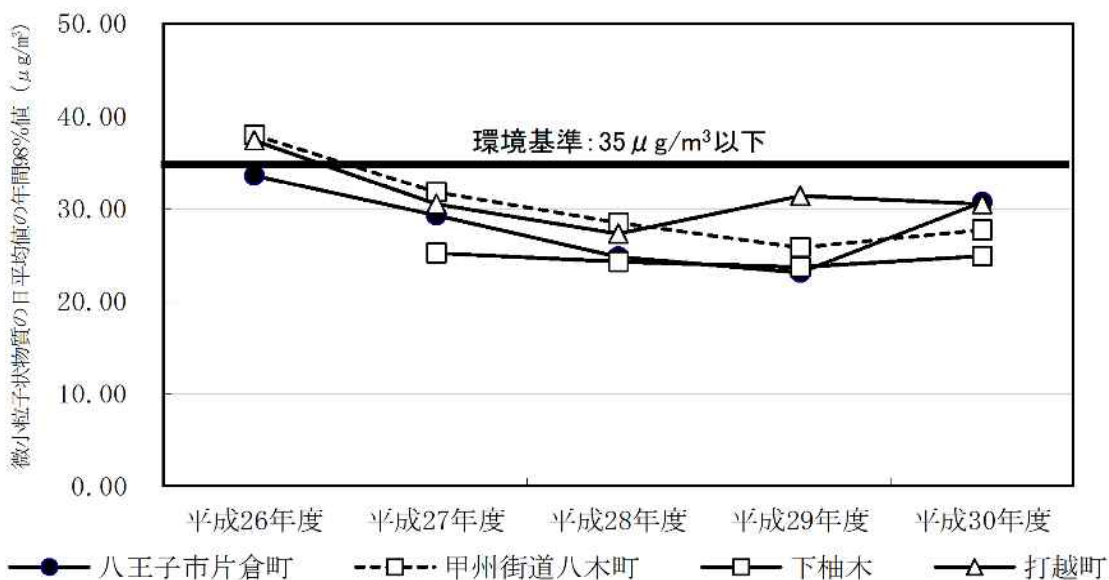
注) 年平均値は、月別測定データより算出した。

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成 30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）  
 「八王子市内の PM2.5（平成 30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）

表 6.2.7(2) 微小粒子状物質の測定結果（平成 26～30 年度）

調査地点			日平均値の年間 98% 値 [単位：μg/m <sup>3</sup> ]				
区分	測定局		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	東京都設置	八王子市片倉町	33.6	29.3	24.8	23.1	30.7
自排局	東京都設置	甲州街道八木町	38.0	31.8	28.5	25.8	27.7
	八王子市設置	下柚木	—	25.2	24.3	23.7	24.9
		打越町	37.4	30.5	27.3	31.4	30.5

資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）  
 「八王子市内の PM2.5（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）



資料：「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）  
 「大気汚染常時監視測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）  
 「八王子市内の PM2.5（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）

図 6.2.7 微小粒子状物質の測定結果推移

(7) 有害大気汚染物質

計画道路の最寄りの測定局における最新年度の測定結果及び過去5年間の測定結果は、表 6.2.8(1)、(2)及び図 6.2.8 に示すとおりである。平成 30 年度の測定結果は、八王子市片倉町測定局で、いずれの物質においても環境基準を達成している。

表 6.2.8(1) 八王子市片倉町測定局における有害大気汚染物質の測定結果（平成 30 年度）

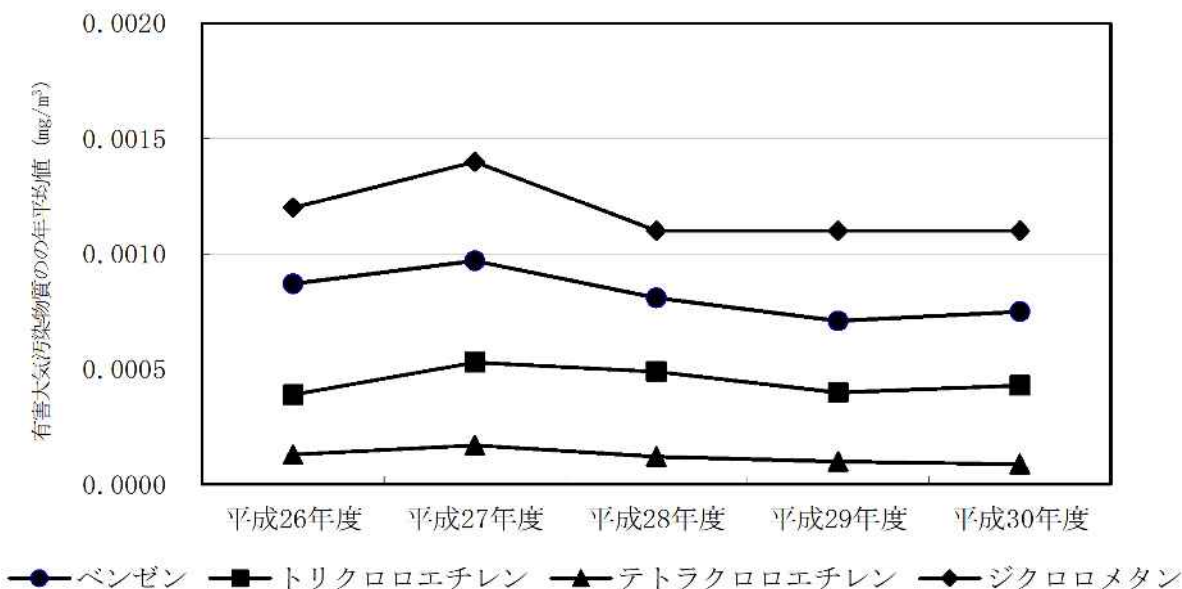
物質	東京都設置（一般環境）／八王子市片倉町		環境基準 [単位：mg/m <sup>3</sup> ]
	年平均値 [単位：mg/m <sup>3</sup> ]	環境基準達成状況	
ベンゼン	0.00075	○	0.003
トリクロロエチレン	0.00043	○	0.13 <sup>注)</sup>
テトラクロロエチレン	0.00009	○	0.2
ジクロロメタン	0.00110	○	0.15

資料：「大気汚染常時監視測定結果（平成 30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）

表 6.2.8(2) 八王子市片倉町測定局における有害大気汚染物質の測定結果（平成 26～30 年度）

物質	東京都設置（一般環境）／八王子市片倉町				
	年平均値 [単位：mg/m <sup>3</sup> ]				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ベンゼン	0.00087	0.00097	0.00081	0.00071	0.00075
トリクロロエチレン	0.00039	0.00053	0.00049	0.00040	0.00043
テトラクロロエチレン	0.00013	0.00017	0.00012	0.00010	0.00009
ジクロロメタン	0.00120	0.00140	0.00110	0.00110	0.00110

資料：「大気汚染常時監視測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）



資料：「大気汚染常時監視測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、八王子市 HP）

図 6.2.8 八王子市片倉町測定局における有害大気汚染物質の測定結果推移

### (8) 大気汚染に係る公害苦情の状況

日野市及び八王子市における平成 26～30 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、表 6.2.9 に示すとおりである。平成 30 年度における公害苦情件数の総計に占める大気汚染に係る苦情件数の割合は、日野市で 36.8%、八王子市で 47.7%となっている。

表 6.2.9 大気汚染に係る公害苦情の状況（平成 26～30 年度）

市	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日野市	大気汚染に係る 苦情件数 [単位：件]	30	27	3	3	32
	公害苦情件数の総計 に占める大気汚染に 係る苦情件数の割合 [単位：%]	47.6	38.6	5.2	4.3	36.8
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	大気汚染に係る 苦情件数 [単位：件]	129	107	122	78	93
	公害苦情件数の総計 に占める大気汚染に 係る苦情件数の割合 [単位：%]	56.8	45.3	46.4	43.8	47.7
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

### 6.2-2 悪臭

日野市及び八王子市における平成 26～30 年度の悪臭に係る公害苦情件数は、表 6.2.10 に示すとおりである。平成 30 年度における公害苦情件数の総計に占める悪臭に係る苦情件数の割合は、日野市で 12.6%、八王子市で 7.7%となっている。

表 6.2.10 悪臭に係る公害苦情の状況（平成 26～30 年度）

市	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日野市	悪臭に係る 苦情件数 [単位：件]	9	8	39	31	11
	公害苦情件数の総計 に占める悪臭に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	14.3	11.4	67.2	44.3	12.6
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	悪臭に係る 苦情件数 [単位：件]	26	22	17	12	15
	公害苦情件数の総計 に占める悪臭に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	11.5	9.3	6.5	6.7	7.7
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

## 6.2-3 騒音・振動

### (1) 騒音の状況

計画道路周辺における平成 26～30 年度の道路交通騒音調査結果は表 6.2.11 に、調査地点は図 6.2.9 に示すとおりである。一般国道 16 号（八王子バイパス）では、2 地点で昼間及び夜間の環境基準が未達成、1 地点で昼間の環境基準が未達成となっている。また、一般都道長沼北野線では、昼間及び夜間の環境基準を達成している。

表 6.2.11 道路交通騒音（ $L_{Aeq}$ ）（環境基準）の調査結果（平成 26～30 年度）

[単位：dB]

No.	路線名	調査地点	車線数	地域類型	等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）調査結果										環境基準	
					平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		昼間	夜間
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	一般国道 16 号 （八王子バイパス）	八王子市北野町 529 地先	4	C	—	—	—	—	—	—	73 (×)	73 (×)	—	—	70	65
2	一般国道 16 号 （八王子バイパス）	八王子市北野町 562-3 地先	4	C	74 (×)	74 (×)	—	—	74 (×)	74 (×)	—	—	—	—		
3	一般国道 16 号 （八王子バイパス）	八王子市北野町 549-5 先	6	C	—	—	71 (×)	70 (○)	—	—	—	—	—	—		
4	一般都道長沼北野線	八王子市長沼町 1307-11	2	A	69 (○)	64 (○)	—	—	—	—	—	—	—	—		

注 1) No. は、図 6.2.9 中の番号を示す。

注 2) ( ) は騒音に係る環境基準達成状況を示す。○：環境基準達成 ×：環境基準未達成  
なお、「幹線道路を担う道路に近接する空間」における環境基準を示す。

注 3) 昼間とは 6 時～22 時、夜間とは 22 時～翌日 6 時を示す。

資料：「自動車交通騒音調査結果（平成 26～27 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

「自動車交通騒音・振動調査結果（平成 28～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

### (2) 振動の状況及び低周波音の状況

振動及び低周波音について、計画道路周辺における平成 26 年度以降の調査に係る公表資料はない。



### (3) 騒音・振動・低周波音に係る公害苦情の状況

日野市及び八王子市における平成 26～30 年度の騒音・振動・低周波音に係る公害苦情件数は、表 6.2.12(1)～(3)に示すとおりである。平成 30 年度における公害苦情件数の総計に占める騒音に係る苦情件数の割合は、日野市で 44.8%、八王子市で 42.6%となっている。振動については、日野市で 1.1%、八王子市で 2.1%となっている。また、低周波音については、日野市で 1.1%、八王子市で 1.0%となっている。

表 6.2.12(1) 騒音に係る公害苦情の状況（平成 26～30 年度）

市	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日野市	騒音に係る 苦情件数 [単位：件]	19	33	14	33	39
	公害苦情件数の総計 に占める騒音に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	30.2	47.1	24.1	47.1	44.8
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	騒音に係る 苦情件数 [単位：件]	60	98	105	78	83
	公害苦情件数の総計 に占める騒音に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	26.4	41.5	39.9	43.8	42.6
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

表 6.2.12(2) 振動に係る公害苦情の状況（平成 26～30 年度）

市	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日野市	振動に係る 苦情件数 [単位：件]	1	1	—	—	1
	公害苦情件数の総計 に占める振動に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	1.6	1.4	—	—	1.1
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	振動に係る 苦情件数 [単位：件]	7	6	12	4	4
	公害苦情件数の総計 に占める振動に係る 苦情件数の割合 [単位：%]	3.1	2.5	4.6	2.2	2.1
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

表 6.2.12(3) 低周波音に係る公害苦情の状況（平成 26～30 年度）

市	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日野市	低周波音に係る 苦情件数 [単位：件]	—	2	1	3	1
	公害苦情件数の総計 に占める低周波音に 係る苦情件数の割合 [単位：%]	—	2.9	1.7	4.3	1.1
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	低周波音に係る 苦情件数 [単位：件]	5	4	5	1	2
	公害苦情件数の総計 に占める低周波音に 係る苦情件数の割合 [単位：%]	2.2	1.7	1.9	0.6	1.0
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）



## 6.2-4 水質汚濁

### (1) 水質汚濁の状況

計画道路周辺における平成 26～30 年度の公共用水域（河川）水質測定結果は表 6.2.13 に、測定地点は図 6.2.10 に示すとおりである。また、各項目における地点別測定結果の推移は、図 6.2.11(1)～(5)に示すとおりである。

測定結果については、水素イオン濃度は一部地点で、大腸菌群数はすべての地点で環境基準を達成していないが、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量はすべての地点で環境基準を達成している。

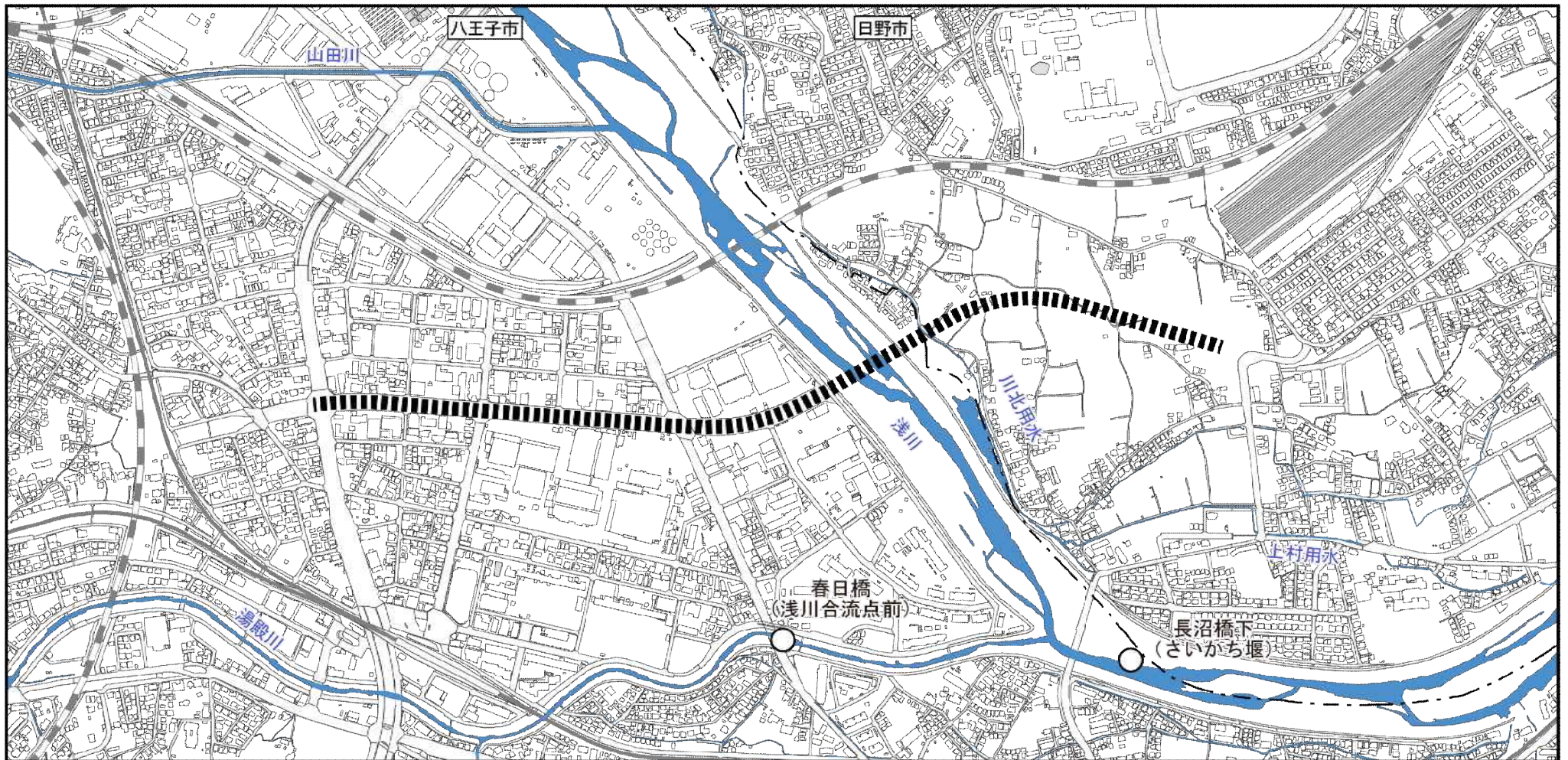
なお、「平成 30 年度河川、東京都内湾、湖沼及び地下水の水質測定結果について」（令和元年 9 月、東京都環境局）によると、人の健康の保護に関する環境基準の項目については、東京都における河川（59 水域）において、平成 15 年度から、全項目、全調査地点で環境基準を達成している。

表 6.2.13 水質の測定結果（公共用水域（河川））（平成 26～30 年度）

河川名	測定地点	年 度	水素イオン濃度 上段：最小値 下段：最大値	溶存酸素量 平均値 [単位：mg/L]	生物化学的 酸素要求量 75%値 [単位：mg/L]	浮遊物質 平均値 [単位：mg/L]	大腸菌群数 平均値 [単位：MPN/100mL]
浅川	長沼橋下 (さいかち堰)	平成 26 年度	7.4(○) 8.6(×)	10.0(○)	1.1(○)	2(○)	3,640(×)
		平成 27 年度	7.2(○) 8.7(×)	9.7(○)	0.9(○)	2(○)	6,973(×)
		平成 28 年度	7.6(○) 8.5(○)	10.6(○)	1.4(○)	3(○)	5,224(×)
		平成 29 年度	7.5(○) 8.3(○)	10.5(○)	1.0(○)	2(○)	7,775(×)
		平成 30 年度	7.5(○) 8.3(○)	10.3(○)	1.1(○)	2(○)	8,974(×)
湯殿川	春日橋 (浅川合流点前)	平成 26 年度	7.4(○) 9.0(×)	11.2(○)	0.7(○)	2(○)	4,483(×)
		平成 27 年度	7.2(○) 8.7(×)	10.8(○)	0.9(○)	5(○)	8,102(×)
		平成 28 年度	7.5(○) 8.5(○)	11.6(○)	0.8(○)	3(○)	7,125(×)
		平成 29 年度	7.6(○) 8.4(○)	11.4(○)	0.8(○)	2(○)	20,124(×)
		平成 30 年度	7.5(○) 8.6(×)	11.2(○)	0.8(○)	2(○)	4,724(×)
環境基準（A 類型）			6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下

注) ( ) は水質に係る環境基準達成状況を示す。○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

資料：「公共用水域水質測定結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）

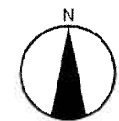


凡例

- 計画道路
- - - 市界

- 水質調査地点
- 河川・用水路

資料：「日野市河川・農業用水路図」（平成28年3月、国土交通省都市局）  
「公共用水域水質測定結果」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）



1:10,000

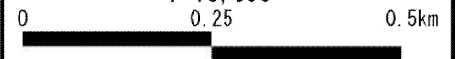
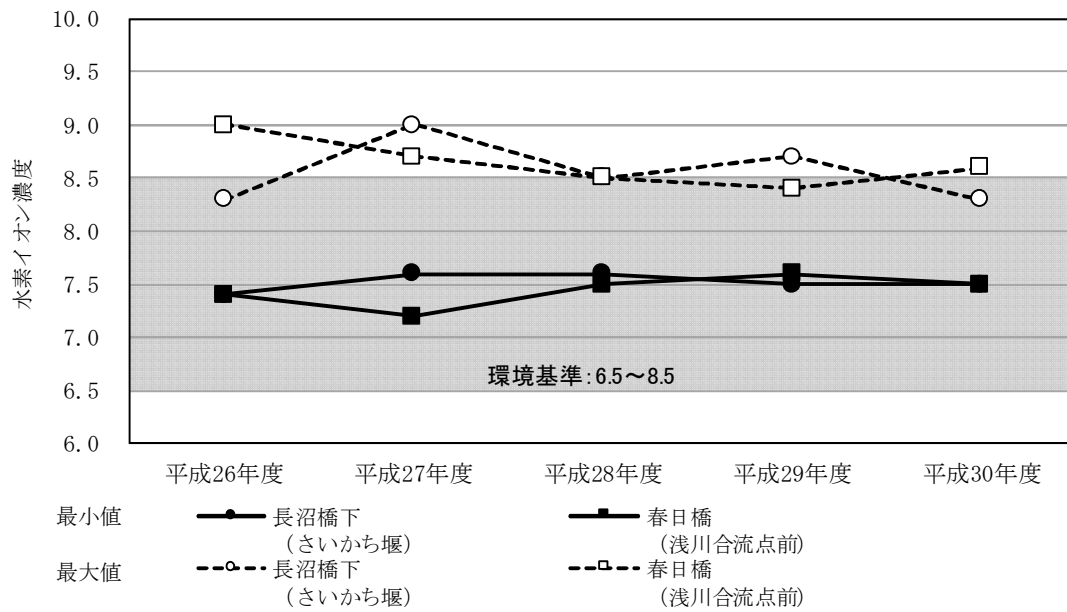
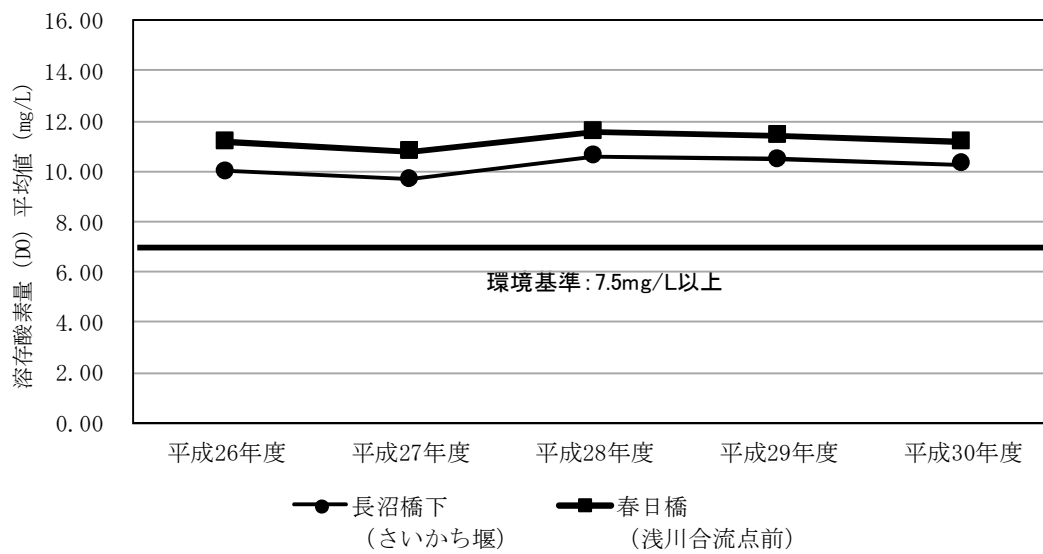


図 6.2.10 公共用水域（河川）の水質測定地点位置図



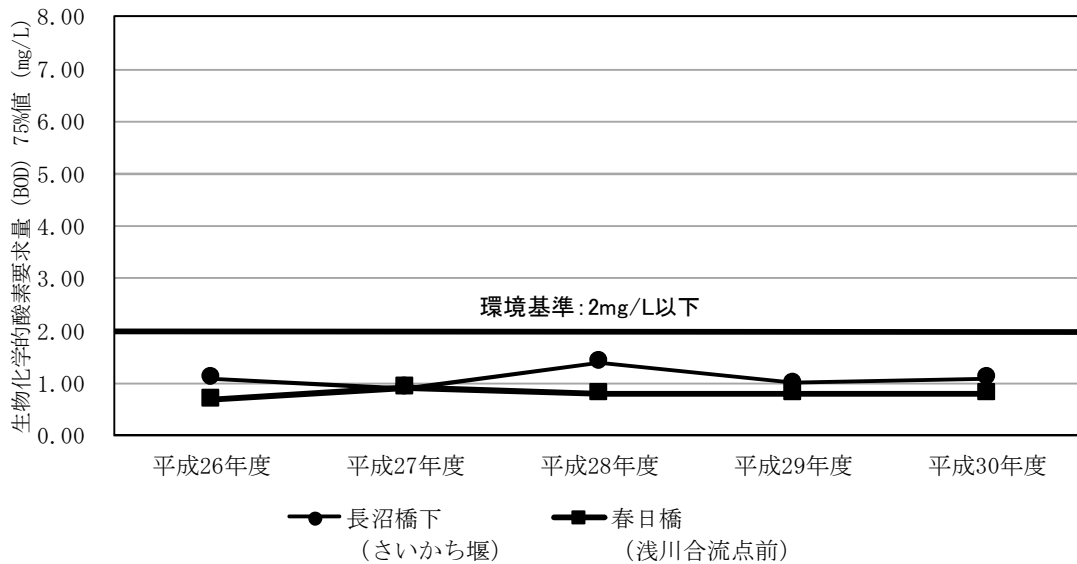
資料：「公共用水域水質測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

図 6.2.11(1) 水素イオン濃度 (pH) の推移



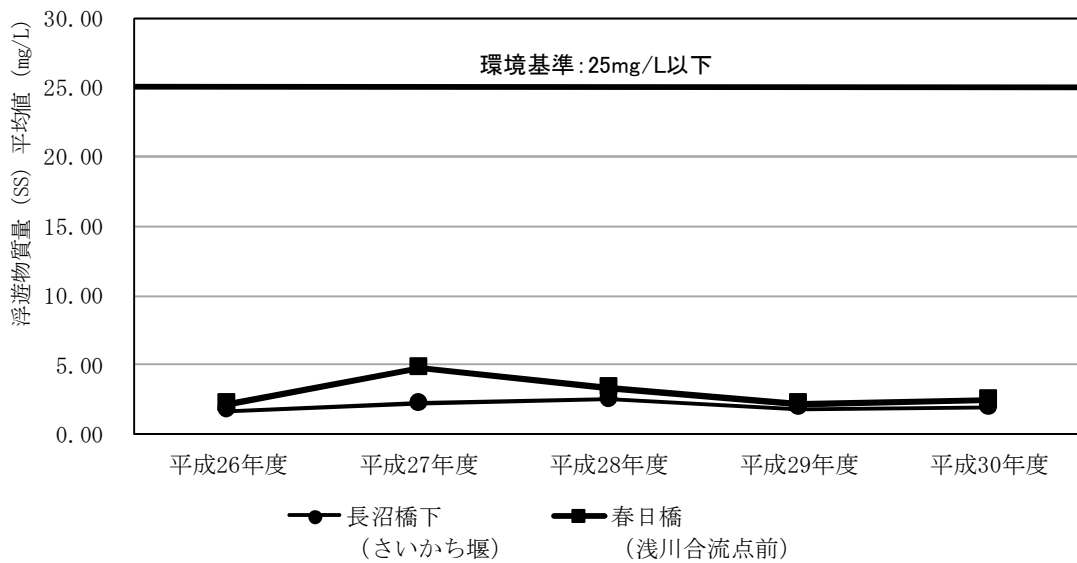
資料：「公共用水域水質測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

図 6.2.11(2) 溶存酸素量 (DO) の推移



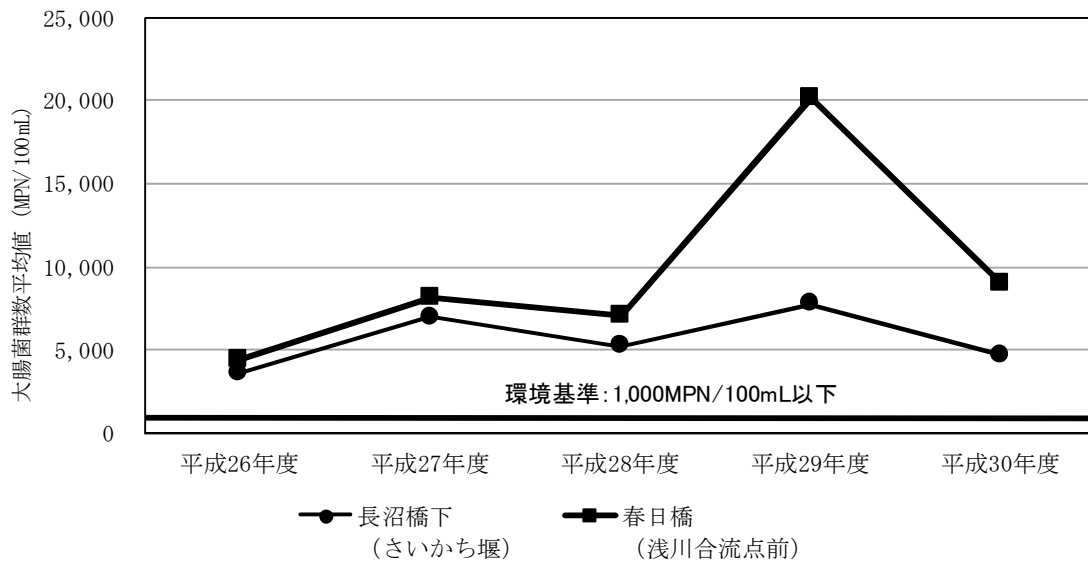
資料：「公共用水域水質測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

図 6.2.11(3) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移



資料：「公共用水域水質測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

図 6.2.11(4) 浮遊物質 (SS) の推移



資料：「公共用水域水質測定結果（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

図 6.2.11(5) 大腸菌群数の推移

(2) 水質汚濁に係る公害苦情の状況

日野市及び八王子市における平成26～30年度の水質汚濁に係る公害苦情件数は、表6.2.14に示すとおりである。平成30年度における公害苦情件数の総計に占める水質汚濁に係る苦情件数の割合は、日野市で3.4%となっており、八王子市では苦情の報告はない。

表 6.2.14 水質汚濁に係る公害苦情の状況（平成26～30年度）

市	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
日野市	水質汚濁に係る苦情件数 [単位：件]	2	—	2	2	3
	公害苦情件数の総計に占める水質汚濁に係る苦情件数の割合 [単位：%]	3.2	—	3.4	2.9	3.4
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	63	70	58	70	87
八王子市	水質汚濁に係る苦情件数 [単位：件]	2	1	2	—	—
	公害苦情件数の総計に占める水質汚濁に係る苦情件数の割合 [単位：%]	0.9	0.4	0.8	—	—
	公害苦情件数の総計 [単位：件]	227	236	263	178	195

資料：「公害苦情調査総括表（平成26～30年度）」（令和2年3月閲覧、東京都環境局HP）

### (3) 底質の状況

計画道路が渡河する浅川では、高幡橋（日野市高幡地先）において底質の測定が行われている。高幡橋における令和元年度の底質測定結果は、表 6.2.15 に示すとおりである。

令和元年度の底質測定結果は、総水銀及び PCB において暫定除去基準を達成している。

表 6.2.15 底質測定結果（令和元年度）

項目	単位	底質の 暫定除去基準	浅川	
			高幡橋	
一般項目	強熱減量	%	—	1.9
	pH	—	—	7.2
	COD	mg/g	—	0.7
	全硫化物	mg/g	—	<0.01
	総窒素	mg/g	—	0.19
	総リン	mg/g	—	0.22
	酸化還元電位	mV	—	600
人の健康の保護に 関する項目	カドミウム	mg/kg	—	0.06
	全シアン	mg/kg	—	<0.5
	鉛	mg/kg	—	8.3
	6価クロム	mg/kg	—	<0.1
	ヒ素	mg/kg	—	3.2
	総水銀	mg/kg	25	0.04
	アルキル水銀	mg/kg	—	<0.01
	PCB	mg/kg	10	<0.01
	トリクロロエチレン	mg/kg	—	<0.01
テトラクロロエチレン	mg/kg	—	<0.01	

注) 底質の暫定除去基準の「-」は、暫定除去基準の設定がないことを示す。

資料：「水文水質データベース」（令和2年3月閲覧、国土交通省 HP）

### (4) ダイオキシン類の状況

計画道路周辺における平成 26～30 年度の水質及び底質のダイオキシン類の測定結果は、表 6.2.16 に示すとおりである。

計画道路周辺において、水質及び底質のダイオキシン類は湯殿川の春日橋（浅川合流点前）（図 6.2.10 参照）で平成 27 年度及び平成 29 年度に測定されており、水質及び底質ともに環境基準を達成している。

表 6.2.16 水質及び底質のダイオキシン類測定結果（平成 26～30 年度）

河川名	測定地点	年 度	水質 [単位：pg-TEQ/L]	底質 [単位：pg-TEQ/g]
湯殿川	春日橋 (浅川合流点前)	平成 26 年度	- (-)	- (-)
		平成 27 年度	0.049 (○)	0.75 (○)
		平成 28 年度	- (-)	- (-)
		平成 29 年度	0.051 (○)	0.46 (○)
		平成 30 年度	- (-)	- (-)
環境基準			1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下

注) ( ) はダイオキシン類に係る環境基準達成状況を示す。○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

資料：「東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果（平成 26～30 年度）」（令和 2 年 3 月閲覧、東京都環境局 HP）